### 2

### 長野県告示第22号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により平成元年長野県告示第322号で急傾斜地崩壊危険区域に指定した山手町の区域のうち、次の区域を廃止します。

報

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県諏訪建設事務所及び岡谷市役所に備え置きます。

令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地 番	標柱番号
山手町	右に掲げる地番の土地に存する平成元年長野県告示第322号で指定した山手町の標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域。	岡谷市 """"""""""""""""""""""""""""""""""""	山手町1丁目 山手町2丁目 " " " "		3080番11 3080番2 3080番1 3061番1 3072番2 3082番1 4768番2 4768番4 3956番3	1号 2号から4号まで 5号 6号 7号号 8号 9号 10号 11号

砂防課

# 長野県告示第23号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地 崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県諏訪建設事務所及び岡谷市役所に備え置きます。

令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地 番	標柱番号
山手町	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	一市では、カー・ボールでは、カー・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボー	山手町1丁目 山手町2丁目 " "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" ""		A4060番 4 A3080番 11 A3080番 7 3086番 1 3064番 2 3064番 3 3072番 1 3082番 2 4768番 2 4768番 3 3954番 10 3958番 3 3959番 10 4054番 2	1 号 2 号 3 号及び 4 号 5 号及び 6 号 7 号 8 号 9 号 10号 11号 12号 13号 14号 15号 16号 17号 18号

砂防課



### 公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。 令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

調査を行った者の 名 称	調査を行った 時 期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日		
佐久市	平成24年から 平成29年まで	地籍簿及び地籍図	上小田切の一部	令和4年1月6日		
佐久市	平成24年から 平成29年まで 地籍簿及び地籍図		上小田切の一部	令和4年1月6日		
下水内郡栄村	平成26年から 平成28年まで	地籍簿及び地籍図	大字堺の一部	令和4年1月6日		
木曽郡南木曽町	平成30年から 令和元年まで	地籍簿及び地籍図	田立の一部	令和4年1月6日		
木曽郡木祖村	平成24年から 平成25年まで	地籍簿及び地籍図	大字薮原の一部	令和4年1月6日		
下高井郡野沢温泉 村			大字前坂の一部	令和4年1月6日		

農地整備課

# 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

報

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域

長野都市計画区域

- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - 長野県建設部都市・まちづくり課、長野県長野建設事務所計画調査課、長野市都市整備部都市政策課
- 4 縦覧期間
  - 自 令和4年1月13日
  - 至 令和4年1月28日

都市・まちづくり課

# 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。 令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 長野都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 市街化区域
    - 平成24年長野県告示第82号で定めた長野都市計画市街化区域に長野市川中島町御厨の一部を加える。
  - (2) 市街化調整区域
    - 長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県長野建設事務所計画調査課、長野市都市整備部都市政策課

- 4 縦覧期間
  - 自 令和4年1月13日
  - 至 令和4年1月28日

都市・まちづくり課

#### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域

須坂都市計画区域

- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - 長野県建設部都市・まちづくり課、長野県須坂建設事務所整備課、須坂市まちづくり課、小布施町建設水道課
- 4 縦覧期間
  - 自 令和4年1月13日
  - 至 令和4年1月28日

都市・まちづくり課

# 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 須坂都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 市街化区域

平成24年長野県告示第84号で定めた須坂都市計画市街化区域

(2) 市街化調整区域

須坂都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県須坂建設事務所整備課、須坂市まちづくり課、小布施町建設水道課

- 4 縦覧期間
  - 自 令和4年1月13日
  - 至 令和4年1月28日

都市・まちづくり課

#### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

松本都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所計画調査課、松本市建設部都市計画課

4 縦覧期間

自 令和4年1月13日

至 令和4年1月28日

都市・まちづくり課

### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)

- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 市街化区域

平成26年長野県告示第611号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市島内、松本市波田、松本市和田、松本市村井の一部を加える。

(2) 市街化調整区域

松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所計画調査課、松本市建設部都市計画課

4 縦覧期間

自 令和4年1月13日

至 令和4年1月28日

都市・まちづくり課

#### 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年1月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画一団地の官公庁施設

2 都市計画を定める土地の区域

平成27年長野県告示第80号の区域

間 康 晴

間 康 晴

6	令和4年(2022年)1月	13日(木)	長	野	県	報		第	等270	号		
3	都市計画の案の縦覧場所 長野県建設部都市・まちづくり課 縦覧期間 自 令和4年1月13日 至 令和4年1月28日	、長野県長野建	設事務所	所計画詞	<b>凋査課、</b>	長野市都	3市整備部都市政策	果				
								都市・	<b>万・</b> まちづくり課			
公	告 令和4年1月5日、波田下の段士 令和4年1月13日	上地改良区の定刻	款変更	を認可	しまし	T-0	長野県松本地域技	辰興局長	_	間		
公	<b>告</b> 令和4年1月5日、東筑摩郡波日 令和4年1月13日	3堰土地改良区(	の定款	変更を	認可し	ました。	長野県松本地域社	振興局長	_	間		
公	<del>±</del>											

中信平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年1月13日

長野県松本地域振興局長 草 間 康 晴

理 事

新 任

氏

氏

所 住 名

金 井 哲 夫 松本市梓川倭273番地1

退 任

名 住 所

萩原邦彦 松本市梓川上野515番地1

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年1月13日

長野県諏訪湖流域下水道事務所長 傳 田 克 己

- 1 落札に係る役務及び予定数量
  - (1) 役務

令和4年度 諏訪湖流域下水道維持管理 汚泥焼却灰処分業務

(2) 予定数量

下水汚泥焼却灰(ばいじん) 乾灰 700 トン

- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県諏訪湖流域下水道事務所
  - (2) 所在地 諏訪市大字豊田字湖畔1866-1
- 3 落札者を決定した日

令和3年12月2日

- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 デンカ株式会社
  - (2) 所在地 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- 5 落札金額
  - 1トン当たりの単価 42,350円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日

令和3年10月21日

生活排水課

# 公告

次のとおり落札者を決定しました。 令和4年1月13日

長野県犀川安曇野流域下水道事務所長 鈴 木 進

- 1 落札に係る役務及び予定数量
  - (1) 役務

令和4年度 犀川安曇野流域下水道維持管理 汚泥処分業務

(2) 予定数量

消化脱水汚泥 4,000 トン

- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県犀川安曇野流域下水道事務所
  - (2) 所在地 安曇野市豊科田沢6709
- 3 落札者を決定した日

令和3年12月2日

- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 明星セメント株式会社 糸魚川工場
  - (2) 所在地 新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号
- 5 落札金額
  - 1トン当たりの単価 16,610円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日

令和3年10月21日

生活排水課

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月13日

長野県立阿南病院長 田 中 雅 人

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する役務

長野県立阿南病院・長野県阿南介護老人保健施設清掃及び洗濯業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和4年4月1日(金)から令和7年3月31日(月)まで

(4) 履行場所

下伊那郡阿南町北條2009-1

長野県立阿南病院及び長野県阿南介護老人保健施設

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (3) 契約の履行に当たり、(2) に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事 監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成 30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例 (平成23年長野県条例第21号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 委託業務を単体で遂行できる者であること。この場合において再委託及び共同企業体等による応札は認めない。
- (8) 過去3年以内に、清掃面積3,000㎡以上の病院において、元請として1年間同種の業務を継続した場合を1回とし、2回以上誠実に履行した実績を有する者であること。
- (9) 医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第9条の15に掲げる基準に適合している者であり、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「院内清掃業務」の認定を受けている者であること。
- (10) 委託業務を履行するに当たり、現場作業員を管理監督する体制が整備されている者であること。
- (11) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (12) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (13) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書、仕様書の交付場所及び契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

下伊那郡阿南町北條2009-1 (郵便番号 399-1501)

長野県立阿南病院 事務部経営企画課

電話 0260 (22) 2121 内線126

- 4 入札手続等
  - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年2月24日(木) 午前11時

イ 場所 長野県立阿南病院 2階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年1月27日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)第44条第1項に規定する入札保証金を、別に定める 期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第 1項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

- 5 その他
  - (1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。
  - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- 6 Summary
  - (1) Services to be procured:

Cleaning and laundry services in Nagano Prefectural Anan Hospital and Anan Nursing Home for the Elderly

(2) Contract period:

From Friday, April 1, 2022 to Monday, March 31, 2025

(3) Service location:

Nagano Prefectural Anan Hospital and Anan Nursing Home for the Elderly 2009-1 Kitajo, Anan Town, Shimoina-gun, Nagano Prefecture 399-1501 Japan

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Anan Hospital, Management Department

Corporate Planning Division

2009-1 Kitajo, Anan Town, Shimoina-gun, Nagano Prefecture 399-1501 Japan

Tel: +81-260-22-2121 Ext. 126 (Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Thursday, February 24, 2022, 11:00 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Anan Hospital, Main Building, 2nd Floor, Auditorium

医療政策課

### 公告

次のとおり落札者を決定しました。 令和4年1月13日

長野県立こども病院長 中 村 友 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - 血管撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県立こども病院 事務部経営企画課
  - (2) 所在地 安曇野市豊科3100
- 3 落札者を決定した日

令和3年11月18日

- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 株式会社エム・イー
  - (2) 所在地 長野市篠ノ井布施高田823-7
- 5 落札金額

198,000,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日

令和3年10月7日

医療政策課